

高 福 第 9 2 1 号
平成29年8月21日

各関係団体の長 様

北海道保健福祉部高齢者支援局
高齢者保健福祉課地域包括ケア担当課長

北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱の一部改正について
日頃から介護保険行政の推進につきまして、格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、次のとおり実施要綱の一部を改正しましたので、お知らせします。

記

1 改正した要綱

北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 改正内容

北海道介護支援専門員実務研修受講試験における受験の無効及び合格の取り消しに係る取扱いを規定した「北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱」11について、
錯誤等の場合が含まれている旨の内容を明記することとした。

地域包括ケアグループ 八島
電話：011-204-5272（グループ直通）

北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱

1 目的

介護支援専門員実務研修受講希望者に対して介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施することより、介護支援専門員としての高い資質を確保することを目的とする。

2 実施主体

北海道とする。

なお、試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務（以下「試験問題作成事務」という。）を厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験問題作成機関」という。）に委託することができる。また、北海道は試験の実施に関する事務のうち、試験問題作成事務以外の事務について、北海道が指定する法人（以下「指定試験実施機関」という。）に行わせることができる。

この場合において、試験の円滑な実施のため、北海道、登録試験問題作成機関及び指定試験実施機関は互いに必要な協力を行わなければならない。

3 対象者

(1) 対象者

ア及びイの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者とする。

ア 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

イ 別に定める相談援助に従事する者（別紙1）が、当該業務に従事した期間

(2) 対象者の範囲の具体的判断

対象者の具体的な判断については、(1)に列挙された者であって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれない。

4 実務経験

(1) 実務経験の確認方法

ア 実務経験の確認方法については、施設、事業所の長又は代表者が発行する実務経験証明書（様式は別に定める）により確認を行うこととする。

なお、実務経験証明書は受験申込書に添えて提出することとし、見込証

明となる者については、改めて実務経験証明書を提出させ確認を行うこととする。

また、この実務経験証明書が試験実施者が定める期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、実務研修受講試験は無効とする。

イ 3の(1)のアの国家資格者等については免許等の写しを実務経験証明書に添付すること。

ウ 証明者と本人が同一の場合については、本人が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを提出させ、確認を行うこととする。

なお、社会福祉士や介護福祉士のようにその業務を行うに当たり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合には、定期的(月次、年次)報告書や業務日誌も証明書類として認める。

エ ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者については当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。

オ その他、施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により、実務経験の有無を確認する方法等であっても差し支えないものとする。

(2) 必要実務経験期間は、試験日前日までに満たしていること。

(3) 実務経験期間の日換算については、1日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなすものとする。

5 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2に定める登録を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 登録申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

オ 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

カ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者

キ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

6 受験地

試験の受験地は、北海道が実施する試験にあつては、原則として受験申込書を提出する時点における3の(1)のア及びイの業務に従事している次の表の右欄に掲げる受験者の勤務地（勤務地のない場合は住所地）を所管する総合振興局（振興局）ごとに定める左欄の会場とする。

試験地	総合振興局（振興局）
札幌会場	石狩、空知、後志、胆振、日高
函館会場	渡島、檜山
旭川会場	上川、留萌、宗谷
網走会場	オホーツク
帯広会場	十勝
釧路会場	釧路、根室

なお、指定試験実施機関に行わせる試験にあつては、当該機関が定めるところによるものとする。

7 試験の実施方法

試験の実施方法については、厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第052001号）別添「介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱」別紙3「都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領」に準じるものとする。

8 試験事務内容

北海道（指定試験実施機関に行わせる場合を含む。）が実施する試験事務内容（試験問題の作成及び合格基準の設定を除く。）については次のとおりとする。

詳細については、別に定める北海道介護支援専門員実務研修受講試験事務規程によるものとする。

- (1) 試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報等
- (2) 受験申込書等の受付、確認、受験票の送付等
- (3) 試験問題の保管・管理

- (4) 試験の実施
- (5) 答案の採点
- (6) 合否の決定
- (7) 合否の通知
- (8) その他必要な事務

9 試験実施回数

試験実施回数については、年1回以上実施することとする。

10 実務経験の証明に係る疑義への対応

実務経験証明書の記載内容に疑義が生じた場合は、法第69条の30の規定により、当該証明書を発行した事業所等に対し、証明書を発行する際に根拠とした介護記録等の書類の提出を求めることができる。

11 受験の無効及び合格の取り消し

試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合(過失又は錯誤により実務経験証明書の記載内容に誤りがあった場合を含む。)には、その時点で当該受験者の受験を無効とし、又は合格を取り消すものとする。

12 試験の費用

受験申込者が納付する手数料は、北海道保健福祉部手数料条例に定める額とする。

附則

この要綱は、平成10年6月26日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から一部改正して適用する。

「北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱」改正 新旧対照表(平成 29 年 8 月)

新	旧
<p style="text-align: center;">北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施要綱</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 受験の無効及び合格の取り消し 試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合(過失又は錯誤により実務経験証明書の記載内容に誤りがあった場合を含む。)には、その時点で当該受験者の受験を無効とし、又は合格を取り消すものとする。</p> <p>12 試験の費用 (略)</p> <p><u>附則</u> この要綱は、平成10年6月26日から適用する。 この要綱は、平成29年4月1日から一部改正して適用する。</p> <p>(別紙1) (略)</p>	<p style="text-align: center;">北海道介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 受験の無効及び合格の取り消し 試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、その時点で当該受験者の受験を無効とし、又は合格を取り消すものとする。</p> <p>12 試験の費用 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(別紙1) (略)</p>